



2022年5月31日

各 位

SEホールディングス・アンド・
インキュベーションズ株式会社
代表取締役社長 速水 浩二
(スタンダード・コード9478)
問い合わせ先
執行役員経営企画部部长 松村 真一
TEL 03-5362-3700

事後交付型株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、従前の譲渡制限付株式報酬制度（以下「現行制度」といいます。）を廃止し、新たに事後交付型株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議し、2022年6月17日開催予定の第37回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的等

(1) 本制度の導入目的

本制度は、現行制度同様、当社の取締役（監査等委員である取締役を含みます。）に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として導入される制度です。

現行制度では、譲渡制限解除時の当社株価ベースで確定する取締役個人の給与所得額及びそれに係る源泉徴収税額の不確実性が高く事前の予見が困難なことから税務上リスクがあり、また、当社の源泉徴収実務に困難が生じる可能性もあります。このような不確実性を解消し、取締役が付与株式を換金することなく長期株主として保有し、株式報酬制度の目的である株主目線での経営に取り組むことを一層促進するため、現行制度に代えて、あらかじめ取締役会で個別に定められた金銭報酬額相当の株式を事後交付出来、取締役個人の給与所得額や源泉徴収税額が一定程度予見可能な本制度を導入するものです。

(2) 本制度の導入条件

本制度は、現物出資に供するための金銭報酬債権を取締役に支給することとなるため、本株主総会において本制度に係る報酬枠を設定することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

当社は、2019年6月21日開催の第34回定時株主総会において、「取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件」として、通常取締役報酬とは別枠で、当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）に対して譲渡制限付株式報酬として交付する当社普通株式の総数を年300千株以内、各事業年度に帰属する費用の額を50百万円以内とし、同様に、監査等委員である取締役に

対し交付する当社普通株式の総数を 60 千株以内、各事業年度に帰属する費用の額を 10 百万円以内とする旨ご承認（以下「当初決議」といいます。）頂いておりますが、本株主総会で本制度に係る報酬枠設定につきご承認を頂いた場合には、当初決議により設定された譲渡制限付報酬にかかる報酬枠は失効するものとしませんが、本株主総会開始前に従前の譲渡制限付株式報酬制度に基づき付与された譲渡制限付株式報酬については当初決議がなお効力を有するものとしします。

2. 本制度の概要

本制度は、各取締役の役割の大きさ等に応じて、選任又は再任後に付与基準額をあらかじめ設定し、原則として任期（取締役（監査等委員であるものを除く。）は 1 年、監査等委員である取締役は 2 年）満了まで継続して取締役の地位を有すること（以下「継続勤務条件」といいます。）を条件として、付与基準額に相当する当社普通株式を任期満了後に交付する株式報酬制度です。当社は、各取締役に交付する当社普通株式の数に応じて、現物出資に供するための金銭報酬債権を各取締役に支給し、各取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法により給付することにより、当社普通株式の割当てを受けます。各取締役に交付する株式数（以下「交付株式数」といいます。）は、付与基準額を、当社普通株式の発行又は処分に係る当社取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立しない場合は、それに先立つ直近取引日の終値。以下「基準株価」といいます。）で除して得た数（100 株未満の端数は切り捨て。）になります。

本制度に基づき取締役が交付を受ける当社普通株式の総数は、取締役（監査等委員であるものを除く。）につき年 500 千株以内、監査等委員である取締役につき年 80 千株以内とします。なお、本株主総会の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含みます。）または株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる当社普通株式の総数の調整を必要とする場合には、当該当社普通株式の総数を合理的に調整することができます。

本制度に基づき当社普通株式の交付を受けるために各取締役に對し支給される金銭報酬債権の額は基準株価に交付株式数を乗じて得た額であり、その総額は、取締役（監査等委員であるものを除く。）につき年額 100 百万円以内、監査等委員である取締役につき年額 15 百万円以内とします。

本制度に基づき取締役に交付される当社普通株式について、譲渡の制限はありません。

継続勤務条件を充足しない取締役については、本制度に基づく当社普通株式の交付は行いません。ただし、当社の取締役会が正当と認める理由により退任した場合には、交付株式数を必要に応じて合理的に調整した上で交付するものとしします。

本制度に基づく当社普通株式の交付前に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項の組織再編等の効力発生日が到来するときは、当社普通株式の交付は行いません。

以上